

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規

則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

◇訓

令

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

◇企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程

規 則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十三号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年三月鳥取県条例第十号)の施行期日は、昭和五十五年十月一日とする。

鳥取県立健康増進センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十四号

鳥取県営企業(中別表の一の表及び別表の二の表の改正規定以外の改正規定の施行期日)の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年三月鳥取県条例第十八号)中別表の一の表及び別表の二の表の改正規定以外の改正規定の施行期日は、昭和五十五年十月一日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十五号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表中

鳥取県寡婦福祉資金運営委員会

鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置例(第六号)第一条の規定による寡婦の調査審議に関する事務

条例(昭和四十四年三月鳥取県条
福祉資金の運営に関する重要事項

を

鳥取県寡婦福祉資金運営委員会	鳥取県消費生活審議会
----------------	------------

鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県例第六号)第一条の規定による寡婦福祉資金の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務

消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十五年三月鳥取県条例第五号)第二十四条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項に關しての知事に対する意見の具申に関する事務

に改める。

第四十七条の二の表中

鳥取県立智頭特別養護老人ホーム

八頭郡智頭

町

を

鳥取県立智頭特別養護老人ホーム	八頭郡智頭町
鳥取県立日南特別養護老人ホーム	日野郡日南町

に改める。

第八十八条の表を次のように改める。

名 称	位 置
鳥取県立東部健康増進センター	鳥取市
鳥取県立西部健康増進センター	米子市

第六百六十五条中「庶務係、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の二の表の改正規定は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十六号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

健康増進センターの利用時間は、午前九時から午後四時まで(鳥取県立東部健康増進センターの土曜日の利用時間及び鳥取県立西部健康増進センターの火曜日の利用時間は、午前九時から午前十一時三十分までとする。ただし、鳥取県立東部健康増進センターのテニスコート及びバレーボールコート並びに鳥取県立西部健康増進センターのトレーニングホール(以下「体育施設」という。)の利用時間は、知事が別に定める。
第三条第一項第一号中「日曜日」を「鳥取県立東部健康増進センターにあつては、日曜日」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 鳥取県立西部健康増進センターにあつては、水曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日であるときは、その翌日)

第三条第四項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

様式第一号のその一中「鳥取県立健康増進センターの利用」を「鳥取県

立(東部・西部)健康増進センターの利用」に改め、同様式のその二中「鳥取県立健康増進センターの体育施設」を「鳥取県立(東部・西部)健康増進センターの体育施設」に改める。

利用区分	使用料
テニスコート (面)	円
バレーボールコート	

利用区分	使用料
テニスコート (面)	円
バレーボールコート	
トレーニ ングホー ル	円
一般利用(中学生以下・高)	円
専 用 利 用 ()	円

に改める。

様式第二号のその一中「鳥取県立健康増進センター」を「鳥取県立(東部・西部)健康増進センター」に改め、同様式のその二中「テニスコート」を「バレーボールコート」に改め、「鳥取県立健康増進センター」を「鳥取県立(東部・西部)健康増進センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

課長補佐
広報室長
総合整備室長
県営林室長

を

課長補佐
広報室長
県営林室長

に、

県税事務所
農業経営大学校
都市開発事務所

を

県税事務所
農業経営大学校
米子都市開発事務所

に、

課長
室長

を

課長
室長
分室長

に、

課長補佐
（係を置く課の課長補佐を除く。）
係長
身体障害者福祉司
老人福祉司
分室長
所長

に、

課長補佐
（係を置く課の課長補佐を除く。）
係長
身体障害者福祉司
右以外
の職員
課長
室長

を

右以外
の職員

児童相談所
喜多原学園
皆成学園
積善学園
保育専門学院
倉吉総合看護専門学校
専修職業訓練校
繭検定所
家畜保健衛生所
大山農地開発局
中部農業開発事業所
境港水産事務所
賀祥ダム建設事務所

を

児童相談所
喜多原学園
皆成学園
積善学園
保育専門学院
倉吉総合看護専門学校
専修職業訓練校
繭検定所
家畜保健衛生所
大山農地開発局
中部農業開発事業所
境港水産事務所
鳥取港湾事務所
賀祥ダム建設事務所

務所 務所 務所 業務 発局 生所 所 練校 門学 学院 園 園 園 所

に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

企 業 管 理 規 程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程

(目的)

第一条 この企業管理規程は、鳥取県営企業の設定等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の規定に基づき、鳥取県営皆生温泉公園(以下「公園」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開園時間)

第二条 公園の開園時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、プール及びテニスコートの開園時間は、午前九時から午後八時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開園時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により開園時間を変更するときは、あらかじめ、その旨を公園に掲示しなければならない。

(休園日)

第三条 公園の休園日は、次のとおりとする。

一 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する国民の祝日であるときは、その翌日)

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、

臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により臨時に休園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(入園の承認)

第四条 公園に入園する者は、知事の承認を受けなければならない。

(料金の納付)

第五条 公園の利用に係る料金は、前納とする。

2 知事は、前項の規定により料金の納付を受けたときは、様式第一号による利用券を交付するものとする。ただし、オートテニス及び知事が定める遊具の利用に係る料金の納付については、利用券を交付しない。

(水泳教室への参加)

第六条 公園の水泳教室に参加しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、様式第二号による申込書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による許可をしたときは、様式第三号による参加証を交付するものとする。

(行為の禁止等)

第七条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設設備をき損し、又は汚損すること。
 - 二 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - 三 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - 四 その他知事が定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、公園への

入園を拒むことができる。

(監督)

第八条 知事は、公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、公園を利用する者に対して必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(退園命令)

第九条 知事は、公園を利用する者が第七条の規定に違反したとき、又は前条の命令若しくは指示に従わないときは、その者に対し、公園からの退去を命ずることができる。

(委任)

第十条 この企業管理規程に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

様式第一号 (第5条関係)

その1 施設利用券

<p>表</p> <p>○</p> <p>施設利用券控</p> <p>()</p> <p>年 月 日</p> <p>¥</p>	<p>○</p> <p>皆生温泉公園施設利用券</p> <p>()</p> <p>年 月 日</p> <p>¥</p> <p>鳥取県皆生温泉公園</p>
--	---

様式第2号 (第6条関係)

鳥取県営皆生温泉公園水泳教室参加申込書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営皆生温泉公園の水泳教室に参加したいので、申し込
みます。



郵便番号 □□□□-□□

申込者 住 所

氏 名

電話番号

㊤

水泳教室の種類	水泳教室	
参加者	住 所	(年齢) 歳
	氏 名	電話番号
泳 力 等		
摘 要		

備考 「泳力等」欄は、参加者の泳力及びこの水泳教室に参加する目的
等を詳細に記入すること。

様式第3号 (第6条関係)

表

No. _____	No. _____
<input type="radio"/> 水泳教室 参加証控 (水泳教室) 年 月 日	<input type="radio"/> 水泳教室参加証 水泳教室の種類 水泳教室 年 月 日発行
住 所 氏 名 期 間 年 月 日	(年齢) 歳 日から (毎週 曜日) 日まで 鳥取県営皆生温泉公園

裏

	<p>1 この参加証は、表に書いてある水泳教室に参加する ときのほかは、使用できません。</p> <p>2 この参加証は、入園するとき係員にみせてくださ い。</p> <p>3 この参加証は、記名者のほかは、使用できません。</p> <p>4 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。</p> <p>5 この参加証をなくしたり、破つたり、汚したとき は、すぐに届けてください。</p>
--	--

備考

印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 幼児、児童及び中学校の生徒…………… 小
- (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人…………… 大